

特定教育・保育施設等における 指導監査について

青森市福祉部指導監査課

令和4年度特定教育・保育施設等
及び特定子ども・子育て支援施設等運営説明会

資料のポイント

今回の資料で、**特にお伝えしたいポイント**は下記のとおりです。

- 指導監査の制度や流れは**変更点なし**。（P3～9）
- 今年度の文書指摘事項（実績）**は下記2点なので特に注意を。
 - ④ 施設型給付費等の額に係る通知等（P16～17）
 - ⑤ 特定教育・保育に関する評価等（P18）
- 来年度の実地指導**では下記3点を重点的に確認予定。
 - ④ 施設型給付費等の額に係る通知等（P16～17）
⇒ 保護者に対し、施設型給付費の額を通知しているか。
 - ⑤ 自己評価（P18）
⇒ 特定教育・保育の質の評価を自ら実施しているか。
 - ⑥ 運営規程（P19）
⇒ 重要事項説明書と整合性が取れているか、実状と合致しているか。
- ・**職員の勤務日数**（産前産後休暇、病気休暇の長期不在、特定月の勤務日数減少等）、**業務内容変更**が常勤換算や各種加算要件に影響する恐れあり。
不明な場合は、速やかに子育て支援課に相談を。（P8、P23～25）
- ・幼稚園免許の更新手続きをしないまま従事させているケースあり。職員の資格確認や更新時期について注意が必要。

2

今回の資料で、特にお伝えしたいポイントは、ご覧の項目です。

特定教育・保育施設等の実地指導においては、皆様の適切な事業運営を実践により、指摘事項はかなり少なくなっています。

今年度文書指摘となった事項は、現時点で「施設型給付費等の額に係る通知等について」と「特定教育・保育に関する評価等について」となっています。

来年度の実地指導で重点的に確認する項目は、今年度と変更なく下記の3点です。

- ・施設型給付費等の額に係る通知等
- ・自己評価
- ・運営規程と重要事項説明書の規定及び実状との整合性

施設型給付費等の請求について、昨年度に引き続き、請求書に添付する職員調書に適切ではない記載が見受けられます。

主に「職員の勤務日数(常勤換算)」と「教育・保育従事者の資格」の2点です。
産休・病休等による長期不在の職員がいる場合は、職員調書の記載に注意が必要です。

認定こども園や幼稚園の場合は、幼稚園免許の更新時期にご注意ください。

1 特定教育・保育施設等に対する指導監査等

子ども・子育て支援法に基づき、施設型給付費等の支給にかかる施設等として市の確認を受けた特定教育・保育施設等に対して、市が「指導監査」及び「業務管理体制の整備に関する検査」を実施します。

▶ (1) 指導監査

- ① 目的
 - ・特定教育・保育等の質の確保
 - ・施設型給付費等の支給の適正化
- ② 根拠（子ども・子育て支援法）
 - ・第14条（指導）、第38条及び第50条（監査）
- ③ 実施方法
 - ・集団指導及び実地指導（指導）、実地検査等（監査）

▶ (2) 業務管理体制の整備に関する検査

- ① 目的
 - ・業務管理体制の整備の的確かつ効果的な実施等
- ② 根拠（子ども・子育て支援法）
 - ・第56条
- ③ 実施方法
 - ・一般検査及び特別検査

3

保育所、幼稚園、認定こども園など、施設型給付費等の支給に係る施設等として、市の確認を受けた特定教育・保育施設等に対しては、

- 特定教育・保育等の質の確保
- 施設型給付費等の支給の適正化
- 業務管理体制の整備

が図られるよう、市が「指導監査」及び「業務管理体制の整備に関する検査」を実施しています。

2 指導監査等の実施機関

特定教育・保育施設等の確認に係る指導監査及び業務管理体制の整備に関する検査は市が、施設・事業の認可等に係る指導監査は市及び県が実施します。

なお、特定教育・保育施設等の確認に係る実地指導等は、市が実施する施設・事業の認可等に係る指導監査と同時に行います。(年1回以上)

対象施設・事業	特定教育・保育施設等の確認に係る指導監査	業務管理体制の整備に関する検査	施設・事業の認可等に係る指導監査
保育所			認可:青森市
幼稚園			認可:青森県
幼保連携型認定こども園	青森市 (新制度に移行しない幼稚園除く)	青森市 (特定教育・保育施設等が他自治体にも所在する場合除く)	認可:青森市
保育所型認定こども園			認可:青森市(保育所) 認定:青森市(認定こども園)
幼稚園型認定こども園			認可:青森県(幼稚園) 認定:青森市(認定こども園)
地域型保育事業			認可:青森市

※ 上記に加え、特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けている場合は、当該確認に係る指導監査も同時実施

4

市で実施する指導監査等(下記4点)が複数ある場合は、これらを同時に実施します。

- ・認可等に係る指導監査
- ・特定教育・保育施設等の確認に係る指導監査
- ・業務管理体制の整備に関する検査
- ・特定子ども・子育て支援施設等の確認に係る指導監査(一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業 等)

本市の場合、これらの指導監査等は年1回以上の頻度で実施します。

3 特定教育・保育施設等に対する実地指導について

▶(1) 実地指導の流れ



5

実地指導の流れは下記のとおりです。

- ①実地指導の1～2ヶ月前に、日程調整をしたうえで実施通知の送付
- ②市HPからダウンロードした自主点検表を作成し、実施通知記載の提出期限までに自主点検表を市に提出
- ③実地指導当日は、自主点検表をもとに聞き取りや書類等の確認
- ④実地指導終了後の翌月末に、実地指導の結果を通知
- ⑤改善を要する事項のうち、「文書指導」がある場合は、結果通知記載の提出期限までに改善報告書を市に提出
- ※ 「口頭指導」「助言」は、改善報告を求めませんが、次回の実地指導で改善状況を確認します。
- ⑥改善報告書の内容を精査し、改善報告を受理した旨を通知します。

3 特定教育・保育施設等に対する実地指導について

▶ (2) 実地指導の確認項目

「青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」等に基づき確認を行います。
確認項目は、次の4つに分類されます。

① 適切な特定教育・保育等が提供されているか

- ・基本方針（子どもの人権、虐待防止の対策 等）
- ・利用定員に関する基準

② 施設の運営に関する基準が遵守されているか

- ・次ページ参照

6

実地指導では、「青森市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」等に基づき、基準を遵守しているか、給付費の請求等は適正か、などを確認します。

具体的な項目については6ページから9ページに4項目記載してあるとおり、

- ① 適切な特定教育・保育等が提供されているか(6ページ)
- ② 運営に関する基準が遵守されているか(7ページ)
- ③ 施設型給付費の請求は適正か(8ページ)
- ④ 業務管理体制の整備はされているか(9ページ)

の4点を実地指導において確認します。

① 適切な特定教育・保育等が提供されているか

子どもの人権、虐待防止について、施設等でどのような体制を整備しているか、職員研修の内容や実施頻度等について確認します。

3 特定教育・保育施設等に対する実地指導について

(前ページからの続き) 施設の運営に関する主な基準

主な項目	基準	着眼点
内容及び手続の説明及び同意	条例第5条	保護者に対し、必要な事項についての文書が交付されているか、同意があるかなど
利用者負担の徴収	条例第13条	利用者負担額を徴収しているか(保育所を除く)、領収書を交付しているかなど
施設型給付費等の額に係る通知等	条例第14条	法定代理受領により施設型給付費等を受けた際、給付費の額を保護者に対し通知しているか
緊急時の対応	条例第18条	緊急時対応マニュアル等が作成されているか、緊急連絡網等の整備、職員への周知徹底、など
運営規程	条例第20条	必要な事項が定められているか、職員や保護者に周知されているかなど
掲示	条例第23条	重要事項等を掲示しているか
秘密保持等	条例第27条	職員(退職した職員含む)が秘密を漏らさないための措置、子どもに関する個人情報の提供に係る同意
苦情解決	条例第30条	苦情処理規程等の整備、マニュアル等の作成、受付体制、記録の整備、第三者委員会の設置など
事故発生時の対応・事故再発防止	条例第32条	事故処理規程等の整備、対応マニュアルの作成、事故報告書の作成など
会計の区分	条例第33条	特定教育・保育等の事業が、法人のその他事業の会計と区分されているか
記録の整備	条例第34条	必要な記録が整備、保管されているか

7

②運営に関する基準が遵守されているか

施設の運営に関する主な基準は、資料にあるとおりです。

これらの項目中、特に注意を要する事項については12ページからの指導事例によって説明します。

3 特定教育・保育施設等に対する実地指導について

③ 施設型給付費等の請求は適正か

- ・区分は適正か
(地域区分、定員区分、認定区分、年齢区分、保育必要量区分)
- ・単価は適正か
- ・各種加算を算定している場合、それぞれの加算要件を満たしているか
(必要人員数が充足されているか、必要書類が整備されているか)

重要

施設型給付費等については、各要件に適合しなくなった場合、その日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がなくなり、既に給付費を受けた場合、返還となります。

- ◆ 児童及び保育士等の人数、保育士等の勤務状況に変更があった場合、自主点検を行い、給付費について確認すること
⇒ 特に園長、主任保育士、主幹（保育）教諭、栄養士、高齢者等活躍促進加算対象者等、加算に影響する職員が休暇、退職等で不在になった場合は、速やかに子育て支援課に相談すること。
- ◆ 事実と異なる届出により給付費を受けた場合、給付費の返還や確認取消等の処分を受けることがあること

8

③施設型給付費等の請求は適正か

給付費等について、適正に請求しているかを確認します。

特に注意が必要な点は、「重要」の部分です。

朱書きで記載していますが、特に園長、主任保育士、主幹(保育)教諭、栄養士、高齢者等活躍促進加算対象者等、加算に影響する職員が休暇、退職等で不在になった場合は、加算適用に影響する場合がありますので、速やかに子育て支援課に相談するようお願いします。

3 特定教育・保育施設等に対する実地指導について

④ 業務管理体制が適切に整備・実施されているか

子ども・子育て支援法第55条第2項に基づき特定教育・保育提供者から業務管理体制の整備に関する事項の届出を受けた市町村等は、特定教育・保育提供者が適切な業務管理体制を整備していることを確認するため、一般検査を行います。

子ども・子育て支援法施行規則第45条に定める以下の事項が適切に整備・実施されているかを確認します。

- ・法令を遵守するための責任者を選定していること
- ・業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していること
(確認を受けている施設又は事業所数が20以上の特定教育・保育提供者)
- ・業務執行の状況の監査を定期的に行っていること (確認を受けている施設又は事業所数が100以上の特定教育・保育提供者)

届出等については 内閣府のHP をご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/index.html#jimurenraku>

9

④ 業務管理体制が適切に整備・実施されているか

設置者・事業者において、不正事案の発生防止と利用者のサービス確保の観点から、事業運営の適正化を図るための体制の整備を図っていることを確認します。

法人の事業規模により、整備要件が異なりますが、

- ・法令遵守を確保するための責任者が置かれていること
- ・法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」を整備すること
- ・外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていること
が必要とされています。

(注)業務管理体制施設長等変更などにより法令遵守責任者が変更となった場合は、
変更の届出が必要となりますのでご注意ください。

3 特定教育・保育施設等に対する実地指導について

▶(3) 令和4年度実地指導等の実施件数等

※ 令和5年1月末までの実績

施設・事業類型	対象数	実施件数 (a)	文書指摘 を受けた 施設・事業数 (b)	指摘率 (b/a)	文書 指摘数 (c)	施設・ 事業数 当たり 指摘数 (c/b)
保育所	50	45	1	2 %	1	1
幼稚園	12	12	0	0 %	0	0
幼保連携型 認定こども園	35	32	1	3 %	1	1
幼稚園型 認定こども園	12	12	0	0 %	0	0
保育所型 認定こども園	2	2	0	0 %	0	0
小規模保育事業	8	7	0	0 %	0	0
事業所内保育事業	1	1	1	100 %	1	1
合計	120	111	3	2 %	3	3

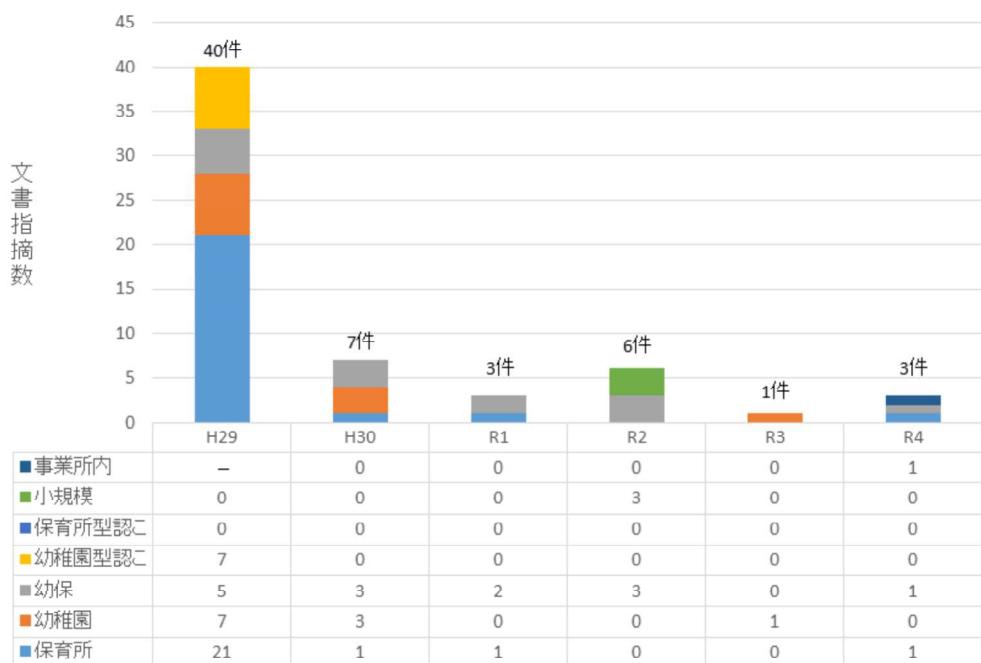
10

今年度における令和5年1月末までの実地件数、指摘数等は、表のとおりとなっています。

文書指摘の件数は3件のみとなっており、昨年度の1件と比較すると2件増加していますが、皆様には日々適切な事業運営を実践いただいていることがわかる件数となっています。

3 特定教育・保育施設等に対する実地指導について

▶ (4) 文書指摘数の推移



11

これまでの6年分の文書指導をグラフ化しましたので、参考までにご確認ください。

12ページ以降の今回の指導事例につきましては、今年度分だけではなく、これまでの実地指導で指導した分を含めてご紹介します。

今後の施設運営の参考としてください。

4 これまでの主な指導事例

▶ (1) 運営に関する基準

① 内容、手続の説明及び同意(条例第5条)

指導事例

特定教育・保育の提供の開始時の説明の際に、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者に対し、**重要事項を記した文書を交付していない。**

改善例

- ・交付していなかった支給認定保護者に対し、重要事項を記した文書(重要事項説明書、入園のしおり等)を交付した。
- ・今後はあらかじめ重要事項説明書等を交付した上で内容、手続きの説明を行い、同意を得る。

ポイント

- ・施設の運営に関する重要事項を十分理解して利用してもらうため、**重要事項を記した文書を交付して説明**を行い、当該提供の開始について**利用申込者の同意**を得ること。

12

このページからは、これまでの指導事例です。
まず、運営に関する基準の事項をご紹介します。

①内容、手續の説明及び同意に関する事例

特定教育・保育の提供の開始に際し、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者に対し、重要事項を記した文書を交付していない事例がありました。

利用申込者に対し、施設の重要事項を理解してもらうため、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得る必要がありますので、重要事項説明書や入園のしおりなど、重要事項を記載した文書を忘れずに交付して説明を行い、同意を得るようお願いします。

4 これまでの主な指導事例

認定こども園、幼稚園、事業所内保育事業

② 定員を上回る申し込みがあった場合の選考(条例第6条)

指導事例

1号認定子どもの定員を上回る申し込みがあった場合の選考方法について、支給認定保護者に明示していない。

改善例

入園案内に明示した。



ポイント

・選考方法は抽選、先着順、施設設置者の教育・保育に関する理念、基本方針に基づく選考等の他に、在園児、卒園児の弟妹である場合等の優先的に受け入れる選考も考えられるが、あらかじめ選考基準を定めて保護者に明示した上で行う必要がある。

13

②定員を上回る申し込みがあった場合の選考基準についての指導事例

※市の利用調整を経ない子どもをお預かりする「認定こども園」、「幼稚園」、「事業所内保育事業」に該当する項目です。

選考方法を保護者に明示していない事例がありました。

基準上は「書面での明示」とまでは規定されていませんが、確実に選考方法を保護者に理解させる必要があることを考えると、運営規程、重要事項説明書、入園のしおり等に明記したほうがトラブル等の回避に繋がりますので、ご検討ください。

4 これまでの主な指導事例

③-1 利用者負担額の受領(条例第13条)

指導事例

利用者負担額等の支払を支給認定保護者から受けたときに、当該費用に係る領収証を支給認定保護者に対し交付していない。

改善例

領収証の交付や、集金(納入)袋への領収印の押印で対応する。

ポイント

- ・特定教育・保育施設等における利用者負担額等の場合、振込による支払を可能としている場合は振込時に発行される明細書、保護者の指定した口座からの引き落しにより支払いを受けることとしている場合は、通帳の記載等をもって領収証に代えることも可能。
(あらかじめ保護者に取扱いを説明しておくとともに、希望する保護者には紙での領収証を発行することが求められる。)

14

③-1 利用負担額の受領についての事例

利用者負担額等の支払を支給認定保護者から受けたときに、当該費用に係る領収証を支給認定保護者に対し交付していない事例がありました。

利用者負担額等の支払を支給認定保護者から受けたときには、当該費用に係る領収証を支給認定保護者に対し交付する必要があります。

集金(納入)袋への領収印の押印や、領収証の交付をお願いします。

なお、

○銀行等での振込による支払を可能としている場合 → 振込時に発行される明細書を領収証

○保護者の指定した口座からの引き落しにより支払いを受けることとしている場合 → 通帳の記載等

をもって領収書に代えることも可能と考えられています。

また、国からのFAQで、「振込・振替の場合は、あらかじめ保護者に取扱いを説明しておくとともに、希望する保護者には紙での領収書を発行することが求められる」との取扱いが示されていますので、適正な取扱いをお願いします。

4 これまでの主な指導事例

③-2 利用者負担額の受領(条例第13条)

指導事例

上乗せ徴収(施設整備費等)の支払を求める際に、文書による同意を得ていない。

改善例

- ・同意書を作成し、同意を得ていなかった支給認定保護者に対し、文書による同意を得た。
- ・今後はあらかじめ重要事項説明書等により説明を行い、文書による同意を得る。

ポイント

- ・私立保育所の場合、上乗せ徴収の実施の際は、市との協議により承認を得る必要有。
- ・実費徴収(給食費、園バス代等)については、文書による同意を要しない。

15

③-2 利用者負担額の受領についての事例

※上乗せ徴収を行っている施設等のみが対象です。

上乗せ徴収の文書による同意を保護者から得ていない事例がありました。

通常の教育・保育に要する物品の購入や行事参加費等(実費徴収)は文書による同意は要しませんが、教育・保育の質向上を図る上で特に必要と認められる経費(例えば施設整備費等)については、文書による同意が必要となります。市で参考様式として示している重要事項説明書の最後のページが当該同意書の様式になっていますので、参考してください。

4 これまでの主な指導事例

保育所を除く

④ 施設型給付費等の額に係る通知等(条例第14条)

指導事例

支給認定保護者に対し、施設型給付費の額を通知していない。

改善例

施設への掲示や文書の交付により、施設型給付費の額を通知した。

!!過去の指摘数が最も多い
項目のため注意!!

～次ページへ続く～

16

④施設型給付費等の額に係る通知に関する事例

※委託費として支弁されている「保育所」については、適用外の項目です。

支給認定保護者に対し、施設型給付費の額の通知をしていない事例がありました。

特定教育・保育施設等は、法定代理受領により市から特定教育・保育に係る施設型給付費等の支給を受けた場合は、保護者に対して「施設型給付費等の額」を通知することとされています。

この事例は指摘数がこれまでで最も多く、昨年度初めてすべての施設等において実施されていることが確認できましたが、今年度1件指摘がありました。ポイントについては、次ページに記載しています。

4 これまでの主な指導事例

ポイント

頻度	毎月行わなければならないものではなく、 1年分をまとめて通知する取扱いも可能。
時期	年度途中の公定価格の額改定を踏まえると、 1月から3月頃に当該年度分を概算で通知することや、公定価格の額の確定を待って次年度に通知するなどの対応も有。
方法	個別に通知文を送付、手渡ししなければならないものではなく、園だより等を活用して、 一括して通知を行うことも可能。
内容	具体的な金額を記載せず、「 具体的な額を知りたい場合は個別にお問い合わせください 」とすることも可能。

【参考：法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について（周知）
(平成28年4月14日付内閣府子ども・子育て本部参事官等事務連絡)】
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/pdf/s50.pdf>

17

前ページの指導事例（施設型給付費の額の通知に関する事項）のポイントです。

- ・頻度についての定めはなく、年1回、1年分をまとめて通知することができます。（ほとんどの施設等で、この頻度を採用しています。）
年1回の事務処理となりますので、今後とも忘れずに対応をお願いします。
- ・時期についてはポイントに記載のとおり、年度途中に公定価格の改定があることから、概算で通知するか、もしくは確定後、次年度に通知する等の対応も可能です。
- ・方法については通知文の手渡しに限らず、園だより等の活用や、通知を玄関に掲示して交付に代えることも可能です。
- ・内容については具体的な額の記載を省略し、「**具体的な額を知りたい場合は、個別にお問い合わせください。**」とするこどもも可能です。

(注)保育所から認定こども園に移行する場合は、この業務が新たに発生することとなりますので、ご注意ください。

4 これまでの主な指導事例

⑤特定教育・保育に関する評価等(条例第16条)

指導事例

特定教育・保育の質の評価を自ら行っていない。

!! R4年度
指摘2件 !!

改善例

自己評価用チェックリスト等を用いて自らの保育実践を振り返り、自己評価を実施した。

ポイント

- ・評価方法、実施時期は問わない。
- ・年度ごとに作成する保育計画に自己評価の結果を反映させることを踏まえると、**年度に一回は実施すること。**
- ・幼保連携型認定こども園は、自己評価の実施に加えて**評価結果の公表までが義務。(その他の施設において公表は努力義務)**

【参考「保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂版)」厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

【参考「幼稚園における学校評価ガイドライン(H23年度改訂版)文部科学省】

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11125733/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/11/1313246.htm

18

⑤特定教育・保育に関する評価等の指導事例

特定教育・保育の質の評価を自ら行っていない事例がありました。
今年度の指摘は2件です。

普段提供している特定教育・保育の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならぬとされています。

評価方法や実施頻度の定めはありませんが、年度ごとに作成する保育計画に自己評価を反映させることを踏まえると、年度に1回の実施は必要と考えます。

施設等ごとに実施しやすく効果的と考えられる時期及び方法で対応してください。

※幼保連携型認定こども園については、「認可」の監査基準において、自己評価の実施に加えて「評価結果の公表」までが必須となっていますので、ご注意ください。

4 これまでの主な指導事例

⑥ 運営規程(条例第20条)

指導事例

実際の運営内容が運営規程(園規則)の規定と異なっている。

- ・利用定員、施設の開所時間、延長保育の実施時間等が、運営規程(園規則)の規定と異なっている。
- ・実費徴収等の金額が、運営規程(園規則)に規定されていない。

改善例

実際の運営内容と整合性を図るため、運営規程(園規則)の規定を改正した。

ポイント

- ・「モデル運営規程(平成29年1月13日付で配付)」を基に、**運営規程(園規則)の内容を改めて確認し、必要に応じ適宜改正すること。**
- ・規程を改正した際は、職員及び支給認定保護者に周知すること。
- ・改正後の規程を市(子育て支援課)へ提出すること。

19

⑥運営規程に関する事例

運営規程において、実際の運営内容が規定と異なっている事例がありました。
(定員、延長保育等の実施時間及び料金、特定費用の料金など)

今一度、実際の運営内容との整合性を図り、適宜改正をお願いします。
あわせて、重要事項説明書や入園のご案内、しおり等、保護者に配布しているものについても記載内容を確認し、運営規程との整合性や、記載誤り等がないかの確認をお願いします。
なお、記載方法についてご不明な点は、子育て支援課までお問い合わせください。

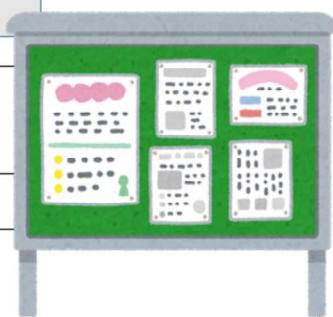
また、運営規程を改正した場合は、子育て支援課に届出してください。

4 これまでの主な指導事例

⑦掲示(条例第23条)

指導事例

重要事項を掲示していない。



改善例

重要事項説明書等を玄関に掲示した。

ポイント

- ・掲示場所の確保が難しい場合は、**ファイリングして設置も可。**
- ・運営規程(園規則)を改正した場合は、重要事項説明書等の見直しも行い、**最新のものを掲示すること。**
⇒ 必ず「施設運営の実態」「運営規程」「重要事項説明書等」の整合性が取れているかを確認すること。

20

⑦掲示についての事例

重要事項を施設の見やすい場所に掲示していない事例がありました。

掲示方法については、全て壁や掲示板に貼り出すことがスペース上難しい場合は、ファイリングして玄関に設置する形でもかまいません。

本来の目的は、「誰でも、いつでも、気軽に」重要事項を見ることができる状況となっていることですので、施設の見やすい場所に掲示をお願いします。

また、掲示内容が最新のものかどうかもあわせて確認してください。

4 これまでの主な指導事例

⑧ 秘密保持等(条例第27条)

指導事例

- ・職員退職後の秘密保持の措置が講じられていない。
- ・支給認定子どもに関する情報を提供するにあたり、支給認定子どもの保護者から文書による同意を得ていない。

改善例

- ・職員退職後も秘密保持を遵守する旨の誓約書を提出させた。
- ・就業規則を改正し、職員退職後の秘密保持の遵守について規定した。
- ・支給認定子どもの保護者から同意書を徴収した。

ポイント

- ・就業規則に、退職後の秘密保持に関する規定を盛り込むことや、秘密保持誓約書を提出させるなどの対応を取ること。
- ・支給認定子どもの保護者からの同意書の参考様式は下記のとおり。
https://www.city.aomori.aomori.jp/shido-kansa/kodomo-kyouiku/jigousya/kodomo_kosodate/shidou_kansa/documents/siryo1-1.pdf

21

⑧秘密保持についての事例

- ・職員退職後の秘密保持の措置が講じられていない事例
- ・支給認定子どもに関する情報を提供するにあたり、支給認定子どもの保護者から文書による同意を得ていない事例がありました。

職員でなくなった後も引き続き、正当な理由なく知り得た秘密を漏らしてはならないための措置を講じてもらうべく、就業規則に退職後の秘密保持の規定を盛り込むことや、秘密保持に関する誓約書を提出させるなどの対応をお願いします。職員個人のSNSに子どもや保護者の写真がアップされたことでトラブルが発生するケースもあるようですので、個人情報、秘密保持については普段から職員の意識を高める措置を講じてください。

4 これまでの主な指導事例

⑨ 事故発生の防止及び発生時の対応(条例第32条)

指導事例

・市へ報告すべき重大事故が発生していたが、市への報告がなされていなかった。

改善例

・市へ事故報告書を提出した。

ポイント

・**骨折事案を含む重大事故が発生**した際には、**市(子育て支援課)へ報告**すること。

⇒ 「資料3 特定教育・保育施設等の運営について」P5に加え、R2年度の「資料7 特定教育・保育施設等の運営について」P10においても、事故発生時における市への報告の取扱いについて示している。

https://www.city.aomori.aomori.jp/shido-kansa/kodomo-kyouiku/jigyousya/kodomo_kosodate/shidou_kansa/documents/20200319_shiryou7_1.pdf

22

⑨事故発生の防止及び発生時の対応に関する事例

重大事故が発生した際、市へ報告していない事例がありました。

こちらは施設認可の監査項目とも重複する内容ですが、重大事故が発生した場合には、市へも報告してください。

【重大事故とは】

死亡、30日以上の長期治療期間を有するもの、入院等

骨折事故については治療期間が30日を超えるか否かに問わらず重大事故に該当します。

また、「骨折」という病名がつかない場合でも、医師がレントゲン検査等で判定不能な小さなヒビ等を懸念し、骨折と同レベルの処置(ギプス等)を行った場合も報告すべき事故に含みます。

皆様からの報告が重大事故の防止策等の基礎データになりますので、報告忘れのないようお願いします。

4 これまでの主な指導事例

▶(2) 給付に関する基準

① 常勤換算

指導事例

常勤換算の計算において、**病気休暇等で長期不在となっている保育士等を含めていたため、過大算出となっている。**

改善例

- ・常勤換算の再計算を行った。
- ・再計算により、要件に該当しない加算について精算手続き、又は減算処理を行った。

～次ページへ続く～

23

次に、給付に関する基準について説明します。

①常勤換算に関する事例

長期不在となっている保育士等を常勤換算の計算に含めていたため、常勤換算値が過大に算出されている事例がありました。

実地指導の際には、職員調書の記載内容と、実際の勤務状況とが合致しているかを確認します。

この常勤換算の計算に誤りがあれば、加配を伴う加算（主任加算、3歳児加算等）に影響が出て、最悪の場合は加算相当分の返還が発生したり、減算処理が発生したりと給付費に影響が出ることとなりますので、実地指導では特に時間をかけて確認しています。

常勤換算の考え方や職員調書の記載方法については、不明な点がありましたら、子育て支援課に相談してください。

給付費の請求につきましては、常日頃自主点検を行い、適正な請求に努めてください。

また、常勤換算に含まれない施設長や用務員等についても、各施設、事業所の就業規程、勤務体系に基づき、勤務時間の遵守や適正な休暇の取得について、合わせてお願ひします。

4 これまでの主な指導事例

ポイント

- ・常勤換算の過大算出は、主任保育士専任加算、3歳児配置改善加算、チーム保育加配加算、療育支援加算等に影響し、加算の返還や減算処理が発生する恐れがあるため、実情に即した計算とすること。
⇒ H30年度(H31.3.19実施)の「資料2 施設運営に関する留意点について」P2、P4～P6において、職員調書の記載方法や常勤換算における休暇の取扱いについてお示ししたこと。
http://www.city.aomori.aomori.jp/shido-kansa/kodomo-kyouiku/jigousya/kodomo_kosodate/shidou_kansa/documents/20190319siryou2.pdf
⇒ 育休明けの勤務時間短縮や、児童の夏休み等に伴い勤務日数が大幅に減少するなど、常勤換算に影響する要因がある場合は忘れずに反映すること。
- ・職員の取扱いや記載方法に不明な点がある場合は、速やかに子育て支援課に相談すること。

24

常勤換算に関する事例のポイントです。

長期休暇等で勤務実態が職員調書と一致せず、常勤換算が過大な算出となっていた場合は、様々な加算の算定が出来なくなる場合があります。

その場合は後日精算し、加算の返還や減算処理が発生する恐れがありますので、職員調書の記載等で不明点がある場合は、速やかに子育て支援課にご相談ください。

4 これまでの主な指導事例

幼稚園、保育所、認定こども園

② 主幹教諭等／主任保育士専任加算

指導事例

加算要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を適用していた。

改善例

精算手続きを取った。

ポイント

- ・主幹教諭等が学級担任等から離れて、指導計画に立案等に専任できるようにするものなので、主幹教諭等が学級担任等を兼務することは適当ではない。
- ・療育支援加算等、当該加算認定が要件となっている加算もあるため、精算額が膨らむ可能性がある。

25

②主幹教諭等/主任保育士専任加算に関する事例

加算要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を適用していた事例がありました。

主幹教諭等が学級担任等から離れて、指導計画立案に専任できるようにするものなので、主幹教諭等が学級担任やクラス担当等を兼務することは適当ではありません。なお、国のFAQによると、これは主幹教諭や主任保育士等が教育・保育に従事することを一切排除するものではなく、その役割を適切に果たす観点から、例えば、園運営の企画・調整、他の教諭や保育士等に対する指導・助言、学級担任やクラス担当等の職員が休んだ場合に代理で教育・保育を行うことを妨げるものではありません。

資料は以上となります。

今回の資料を参考とし、今後とも適正な運営の継続をお願いします。